

報道発表資料の配布日時 令和3年1月16日（土） 9時00分

発表項目 (行事名)	中小企業者等家賃支援金の申請期限延長について
概 要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により売上が急減した中小企業者等に対する家賃支援金について、必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない方が想定されるため、申請期限を延長します。</p> <p>◆申請受付 変更前：令和3年1月15日（金）まで 変更後：令和3年2月15日（月）まで</p> <p><中小企業者等家賃支援金></p> <p>1 対象事業者 以下の支給要件をすべて満たす事業者 法人の要件</p> <ul style="list-style-type: none">・資本金が10億円未満、または、資本金の定めがない場合は常時使用の従業員の数が2,000人以下の中堅企業、中小企業、小規模事業者である。・北広島市内に本店及び事業所がある。 <p>個人事業主の要件</p> <ul style="list-style-type: none">・北広島市内に事業所がある。 <p>共通の要件</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年3月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある。・令和2年5月から12月までの間で、新型コロナウイルス感染症等の影響により、売上への影響が最も大きい月について、前年同月比の売上減少率が20%以上50%未満である。・他人の土地・建物を自身の事業のために直接占有し、使用している対価として、賃料の支払いを行っている。・国の「家賃支援給付金」の支給対象外である。 <p>2 支給額 北広島市内に1事業所</p> <ul style="list-style-type: none">・支払賃料×1/3×6か月分（上限20万円） <p>北広島市内に複数事業所</p> <ul style="list-style-type: none">・支払賃料（合算額）×1/3×6か月分（上限30万円）

	<p>詳細な申請方法につきましてはホームページにて公表いたします。</p>
参 考	<p>北広島市ホームページでも新型コロナウイルス感染症対策に関する情報を随時更新しています。</p> <p>https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/</p>
報道（取材） に当たって のお願い	
担 当 （連絡先）	<p>北広島市経済部商工業振興課（担当者：林課長）</p> <p>TEL：011-372-3311（内線4611）</p>

